(*) 厚生労働省

広島労働局

Press Release

広島労働局発表令和6年8月8日

(照会先)

広島労働局雇用環境・均等室

室長 高橋 秀寿

室長補佐(企画担当) 井澤 龍一

室長補佐(指導担当) 大江 千穂子

中小企業・小規模事業者のための

「賃上げに向けたワンストップ相談会」開催

~ 広島県よろず支援拠点 × 広島労働局 × 広島働き方改革推進支援センター ~

広島労働局(局長:小菬 宏治)は「広島県よろず支援拠点」及び「広島働き方改革推進支援センター」との連携により、「賃上げに向けたワンストップ相談会」を下記により開催します。

持続的な賃上げが求められている社会情勢とともに、県最低賃金も大幅な引き上げが見込まれる中、中小企業・小規模事業者においては、賃上げ原資の確保のため、売上拡大、生産性の向上など経営改善が必要な状況にあります。このため、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を支援するため、専門家による「売上拡大」と「労務管理」の両面からの支援のほか、広島労働局による「業務改善助成金」を活用した生産性向上のための設備投資等の支援について、ワンストップで相談に対応します。

日 時 第1回:令和6年8月29日(木) 9:30~16:30

第2回:令和6年9月2日(月) 9:30~16:30

◎相談時間:1時間/1事業者(各回5事業者) 相談料無料

場 所 第1回会場:広島合同庁舎第3号館1階 16号会議室

(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第3号館1階) 第2回会場:広島合同庁舎第2号館1階 17号会議室 (広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館1階)

申込方法 電話による事前予約制

予約受付時間:平日 8:30~17:15 電話番号:082-221-9247

相談対象者 広島県内の中小企業・小規模事業者

「賃上げに向けたワンストップ相談会」



売上拡大支援

生産性向上支援 (業務改善助成金)

広島労働局 雇用環境・均等室

労務管理支援

広島働き方改革 推進支援センター

広島県よろず支援拠点

1. 広島県よろず支援拠点について

・2014年(平成26年)に中小企業・小規模事業者(*1)を対象として中小企業庁が全国47都道府県に設置した無料の経営相談所。売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みについてご相談いただけます。

(*1)中小企業の定義を満たす、NPO 法人・一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人・社会福祉法人なども相談対象。

2. 広島働き方改革推進支援センターについて

- ・2018 年(平成 30 年)から中小企業・小規模事業者の働き方改革の取組を支援することを目的として厚生 労働省が全国 47 都道府県設置。
- ・広島働き方改革推進支援センターでは、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、就業規則や賃金規定の見直し、助成金の活用、テレワーク対応など、働き方改革に関連する労務管理上の課題について、窓口での対面や電話・メールでの無料相談を行っています。また、専門家が会社までお伺いする訪問相談サービスも行っています。

中小企業・小規模事業者のための



専門家による「売上拡大」と「労務管理」の両面からの支援のほか、 広島労働局による「業務改善助成金」を活用した生産性向上のため の設備投資等の支援について、賃上げに取り組まれている事業者様 からの相談にワンストップでご対応します。

第1回:8月29日(木) 2回:9月2日(月)

先着・事前予約制

専門家が対応

①9:30~ ②10:45~ ③13:00~

414:15~ 515:30~

※相談時間は各社1時間です(各回5社まで)。

場所

第1回:8月29日

広島合同庁舎第3号館1階 16号会議室

(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第3号館 1階)

第2回:9月2日

(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 1階)

※第1回と第2回で会場が異なりますのでご注意ください。





賃上げ

売上拡大支援

広島県よろず支援拠点

生産性向上支援 (業務改善助成金)

広島労働局 雇用環境・均等室



労務管理支援

広島働き方改革 推進支援センター

申し込み

広島労働局 雇用環境•均等室

(担当:大江•宮田)

TEL:082-221-9247

(平日:8時30分~17時15分)

ご予約の際は

「ご希望日時」

「電話番号」

「相談内容」をお知らせください。

相談イメージ

売上拡大をはじめとした経営相談を『広島県よろず支援拠点』のコーディネーターに、働き方改革をはじめとした労務相談を『広島働き方改革推進支援センター』の専門家に、業務改善助成金に関する相談を広島労働局職員(助成金担当)にご相談いただけます。

相談者 経営相談&労務相談 業務改善助成金相談 専門家 (労務相談) 「経営相談 (業務改善助成金)

広島県よろず支援拠点について

『広島県よろず支援拠点』は、国が全国に設置する経営相談所です。中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みについてご相談いただけます。

所在地:広島県広島市中区千田町3-7-47

広島県情報プラザ1F

TEL: 082-240-7706

【相談時間】

9時~17時まで(土日祝除く)

https://www.yorozu-hiroshima.go.jp/



県庁

至広島駅

広島電鉄

広島働き方改革推進支援センターについて

『広島働き方改革推進支援センター』では、長時間労働の是正、 同一労働同一賃金の実現、就業規則や賃金規定の見直し、助成金 の活用、テレワーク対応など、働き方改革に関連する労務管理上 の課題について、窓口での対面や電話・メールでの無料相談を 行っています。また、専門家が会社までお伺いする訪問相談サー ビスも行っていますので、お気軽にご利用ください。

吸点

所在地:広島県広島市中区基町11-13

合人社広島紙屋町アネクス4F

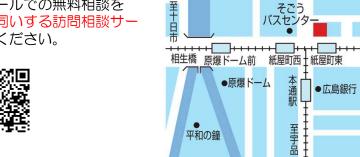


【開所時間】

9時~17時まで(土日祝・年末年始除く)

https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consult

ation/hiroshima/



相談 会場

第1回:8月29日

広島合同庁舎第3号館1階16号会議室

(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第3号館 1階)

第2回:9月2日

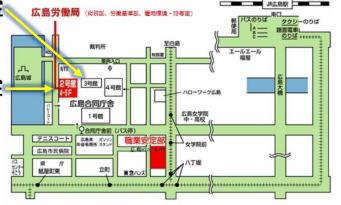
広島合同庁舎第2号館1階17号会議室

(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 1階)

ご不明点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

TEL: 082-221-9247

(平日:8時30分~17時15分)



令和6年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは?

申請期限:令和6年12月27日 (事業完了期限:令和7年1月31日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画 機械設備導入、コンサルティン グ、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給 (最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと





以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、 (工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面(生産性向上のヒント集)をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と 助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- ○事業場内最低賃金が898円
 - →助成率9/10
- ○8人の労働者を988円まで引上げ(90円コース)→助成ト限額450万円
- ○設備投資などの額は600万円

540万円 (=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

450万円 (=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

>

申請の流れや注意事項は 裏面をチェック! 助成上限額や助成率などの 詳細は中面をチェック!

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額		
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者	
	30円以上	1人	30万円	60万円	
20Ш		2~3人	50万円	90万円	
30円 コース		4~6人	70万円	100万円	
		7人以上	100万円	120万円	
		10人以上*	120万円	130万円	
		1人	45万円	80万円	
45円 コース	45円以上	2~3人	70万円	110万円	
		4~6人	100万円	140万円	
		7人以上	150万円	160万円	
		10人以上*	180万円	180万円	
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円	
		2~3人	90万円	160万円	
		4~6人	150万円	190万円	
		7人以上	230万円	230万円	
		10人以上※	300万円	300万円	
	90円以上	1人	90万円	170万円	
90円 コース		2~3人	150万円	240万円	
		4~6人	270万円	290万円	
		7人以上	450万円	450万円	
		10人以上*	600万円	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる 場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金 要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950 円未満である事業者
物価 ② 高騰等 要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ボイント*以上低下している事業者

※「%ポイント (パーセントポイント) 」とは、パーセントで表された 2 つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の 自動車の導入やパソコン等の新規導入が認め られる場合がございます。詳しくはP3の 「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

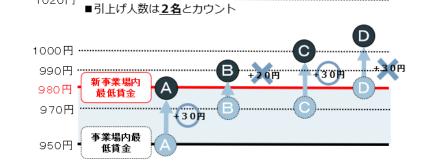
<例:事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

A:事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可

B:申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可

C: Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、<mark>算入可</mark>

D: 既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、算入不可



<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。 (ただし、業務改善助成金では、雇入 れ後3か月を経過した労働者の事業場 内最低賃金を引き上げていただく必要 があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域 別最低賃金(国が例年10月頃に改定す る都道府県単位の最低賃金額)と同様、 最低賃金法第4条及び最低賃金法施行 規則第1条又は第2条の規定に基づい て算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用 環境・均等部室または賃金課室までお 尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります(パソコン等は新規 導入に限ります)。

助成対象経費	一般 事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	0	0
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入		0

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。





生産性向上のヒント集

給 壶



賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意 ください。
 - (例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)



発効日の当日(10月1日)に 事業場内最低賃金の引き上げ (1,005円→1,050円)を実施





助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。 労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。 事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審 査を経て、助成金が支給されます。

交付申請

交付申請書・事業実施 計画書等を 都道府県労働局に提出

交付決定

交付申請書等を 審査の上、通知

事業の実施

申請内容に沿って 事業を実施 (賃金の引き上げ、設備の 導入、代金の支払)



労働局に事業実績報告 書等と助成金支給申請 書を提出



事業実績報告書等を審査し、 適正と認められれば交付額の確定 と助成金の支払いを実施



ここで助成金が 振り込まれます

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低

賃金の引き上げに取り組む方に、設備

資金や運転資金の融資を行っています。 詳しくは、事業場がある都道府県の日

本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ

日本政策金融公庫 店舗検索

ください。

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025(令和7)年1月31日※になりました。
 ※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025(令和7)年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から**同一事業場の申請は年1回**までとなりました。

参考ウェブサイト

・ 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、 申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、 サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取 組事例などを紹介しています。 業務改善助成金

14 at

最低賃金特設サイト

検索

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です

